

※本事業に関する町への要望締切は令和8年5月22日(金)となっております。締切までに三芳町役場観光産業課へご相談ください。

元気な野菜産地づくり支援事業

1. 生産拡大や契約取引の拡大につながる栽培全般や収穫・調製の省力化に資する機械・施設の導入支援

事業実施主体

認定農業者、認定新規就農者(※)、農業を営む法人、市農業公社、JA出資型法人等

※ 認定新規就農者は、経営開始後2年以上経過し、認定農業者になることが見込まれる者

対象品目

だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、ブロッコリー、こまつな、えだまめ、カリフラワー、スイートコーン、にんにく、馬鈴薯、ナスの17品目

補助対象

- ①現状の露地野菜の作付面積が3ha以上の場合
→収穫・調製・出荷作業の省力化に資する機械・施設
- ②現状の露地野菜の作付面積が1ha以上3ha未満の場合
→栽培全般(収穫・調製含む)の省力化に資する機械・施設

収穫・調製等の省力化に資する機械の例

栽培全般の省力化に資する機械の例



専用収穫機



葉物等包装機



移植機



乗用防除機

主な採択要件

- ①現状の露地野菜の作付面積が3ha以上の場合
→対象品目の作付面積を2ha以上拡大すること
そのうち契約取引を1ha以上拡大すること
- ②現状の露地野菜の作付面積が1ha以上3ha未満の場合
→対象品目の作付面積を2ha以上拡大すること
そのうち契約取引を0.2ha以上拡大すること

※ 高収益品目(さといも、にんにく等)については拡大面積の緩和措置があります。

補助率等

- ①現状の露地野菜の作付面積が3ha以上の場合
事業費の2分の1以内(補助額の上限:350万円)
- ②現状の露地野菜の作付面積が1ha以上3ha未満の場合
事業費の2分の1以内(補助額の上限:250万円)

2. 流通の効率化等に資する機器・設備の導入支援

事業実施主体

農業者3戸以上の団体、農業法人、農協等

※ 団体の場合は認定農業者1人以上を含むこと

※ 農業法人の場合は受益農業従事者5人以上であること

流通の効率化等に資する機器・設備の例



鉄コンテナ



温風乾燥機

主な採択要件

対象品目(※)の契約取引の拡大1ha以上

※ 対象品目は1.の機械・施設の導入支援と同じです。

補助対象

流通の効率化に資する機器・設備(低温貯蔵庫、乾燥用機器、鉄コンテナ等)

補助率等

事業費の2分の1以内(補助額の上限:200万円)

問い合わせ先

- 埼玉県農林部生産振興課 TEL 048-830-4142
 - 川越農林振興センター TEL 049-242-1808
- ご質問等がございましたら、上記までお気軽にご連絡ください